

## 企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和7年1月30日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 桑島 正樹

### 1 業務概要

#### (1) 業務名及び業務概要

札幌開発建設部管内 道路防災気象情報提供

本業務は、札幌開発建設部が直轄管理する国道、高規格道路を安全かつ効率的に維持管理するため、札幌開発建設部管内の道路管理者等を対象に、札幌開発建設部管内全域及び隣接する地域に関する災害予測等も含めた気象状況を24時間リアルタイムに提供するものである。

#### (2) 業務内容

##### 1 道路防災気象情報の提供

- (1) 情報提供システム運用
- (2) 道路防災気象情報の作成・提供
- (3) インターネットWebによる道路防災気象情報の提供

##### 2 緊急道路防災気象情報の通知

- (1) 緊急道路防災気象情報の通知

##### 3 地震・噴火時防災体制支援情報の通知

- (1) 地震・噴火時防災体制支援情報の通知
- (2) 防災訓練対応

(3) 履行期限 令和8年3月31日

### 2 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07.08.09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）のうち「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07.08.09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）に申請を行い受理され、令和7年4月1日に、「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者として認定がなされる者であること。）

- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。
- (5) 業務実施上の条件

ア 企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に対する要件は以下のとおりとする。

① 技術力に関する要件

気象業務法（昭和27年法律165条）第17条の予測業務許可事業者（気象・波浪）であり、札幌開発建設部管内区域（石狩・空知地方）の予測許可を有すること。

② 同種・類似業務の実績

提案者は、平成26年度以降に完了した業務・役務において、下記〔1〕または〔2〕の実績を1件以上、有すること。

〔1〕同種業務：道路管理に関わる気象予測業務

〔2〕類似業務：気象予測業務

③ 設備及びシステムに関する要件

令和7年4月1日より、道路防災気象情報提供のために必要な情報の収集及び提供を行うためのシステムを北海道内に構築していること。

イ 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

なお、配置予定の管理技術者及び業務担当者は、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係（企画提案書の提出日において3ヶ月以上、直接雇用していることをいう）にあり、北海道内において、業務に従事していること。

① 配置予定技術者の資格

管理責任者：気象予報士

業務担当者：気象予報士の資格を有する者を4名以上配置すること。

② 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、平成26年度以降に完了した業務・役務において、下記〔1〕又は〔2〕の実績を1件以上、有すること。

〔1〕同種業務の実績：道路管理に関わる気象予測業務

〔2〕類似業務の実績：気象予測業務

なお、業務担当者の業務実績は求めない。

### 3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課調達スタッフ

電話 011-611-0269

電子メール：[hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp](mailto:hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年1月30日から令和7年2月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで）

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

電子メールにより交付する。

交付を希望する者は、「説明書等交付申請書」に必要事項を記載の上、(1)へ提出すること。「説明書等交付申請書」は、以下札幌開発建設部ホームページを参照すること。

[https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku\\_kikaku/kluhh4000000hig7.html](https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku_kikaku/kluhh4000000hig7.html)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和7年2月25日 12時00分 上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、企画提案者の特定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした提案者に対して、指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定した者であるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 本業務に係る契約の締結は、令和7年4月1日を予定しているが、予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となつた場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。